

校友會雜誌 第六號

學術 「ウイネツカ案の批判的研究」

在米國 林 茂 生

緒論 一千九百年以降の個性教育の傾向

最近、米國の教育を著しく變化せしめた重要な幾多の素因の一つは、個性の相異に對する、より良き理解であります。一千九百年以前の傾向を考へてみると、學校教育は、十八世紀の古い形式に依る個性教育以外、事實に於て、總ての學童の性能及び要求に對して全くの無關心の態度をとつて居りました。唯上級學校の入學準備の必要上、劃一的な、そうして單調な方法論のみが持て囃されてゐたものであります。

然るに、十九世紀に入りましてから、學校教育は、學級内の特殊兒童の他の兒童と異つた各々の性能と要求に應じて、出來得る限り、教育の内容と方法を新らしく編制しやうとする傾向を示して來ました。最近數年間に於て、兒童の智能考查及び測定に關して、深く研究され、廣く實驗されて來ましたが、その結果、世の教育者は一人残らず、兒童には、各々、非常に異つた個性があり、又、何れの學級もその性能及び既得力の点で、愕く程様々の兒童を容してゐると言ふ事實を認容せねばならなくなりました。

從前の方法のやうな、兒童に、同一の課題を提供して、同一の効果を收めやうとするることは明白に愚の骨

頂で、様々に異つた個性をその個性に應じて、それぞれ、區別をたてるやうになりました。

その理由

一、智識及び技術は全ての児童の要求する處であります。智識及び技術に到達せんとする児童の能力は各々甚だ異つて居ります。従つて、児童の必要とする時間も、練習量も自ら異つて居らねばなりません。今日迄の非自由主義の學級制度は、何等資する處は無かつたのであります。この非自由主義の制度は優劣何れの児童にも等しい時間を與へて居ります。元來、教育の本質は優劣何れの児童にも同様に達成せしむべきもので、その達成の爲に要する時間は児童に依りて、各々長短の差があるわけあります。

二、非自由主義の學級制度は、多くの缺陷を促がす爲に、通常實施されてゐるやうなものです。その缺陷の二三を擧げると、

米國各學校の児童の四分の一は一年生から四年生まで同様の事を繰返してゐること、

児童の大部分は第八學年級を修業出來ぬかたちであること、

教育の効果は擧らず、努力の過半は不均衡で、何等進歩の域に達してゐないこと、
規律の難持は困難であること、つまり、劣等生は學課が至難である爲に勉學の興味を失ひ、優等生は不經濟な時間を有つことになる。

時間の冗費であること。

以上述べた數種の理由から、就學児童の各個人に適應するやうな改良案を作らねばならぬと言ふ要求が目醒めて來たのであります。この要求の結果として、隨所に様々の實驗が企てられました。（中略）

先づ、サンフランシスコ州の師範學校の前學長フレデリック・パーク氏が、この非自由主義教育打破の完備せる成案を創りました。自習書の採用、共通の必須課目を與へて厳格に個性的進歩を促がすこと、社會的活動性を養成するための設備を施す等の彼の遺り口は、其後企てられた多くの實驗の源泉とな

りました。

ウイネツカ案はバーク氏の案から直接生れて來たものであります、都市學校制度に適應し、集團的活動力及び創造的活動力を、より一層強調してゐる處にバーク氏の案とその趣旨を異にして居ります。

斯く、非常に個性化された勉強を實施してゐる學校でも、その修業科目は、大体、兒童が實際親しんでゐる智識、技術等の、例へば、讀方、書方、基礎算術、文字の綴方、文法（句讀点法、大文字法等）、或は、歴史地理の事實的方面等、普通の必須課目に限られて居ります。如上の學校に於ては、兒童の集團的活動性並に、創造的活動性を發揮せしむる爲に、多くの機會を兒童に常に提供してあります。例へば、兒童は學校の方針に順應して、相互扶助の下に、討議會、演劇發表會、自治集會等の様々のことが出来るのであります。

今日、最も廣く世間に知られてゐるダルトン案と、バーク氏の案やウイネツカ案との相異する主なる点を挙ぐれば、ダルトン案は、何等新らしい教材を作らないこと、寧ろ必要としないこと、單に手近に發見し得るものを利用し、兒童の自由生活に重點を置き、兒童を學校に適應せしむるのでなく、學校を兒童に適應せしめてゐること等の諸点であります。（下略）

ウイネツカ案の概説

ウイネツカ案は、市俄古の郊外に、人口約一萬を有するウイネツカと言ふ町にある、個性的に兒童を教育してゐる一つの公立學校の制度の謂であります。

同案の理論

ウイネツカ案の修業科目は以下の四ヶ條の基礎理論の上に立つて居ります。

一、各兒童は、其の兒童の生涯に凡そ必要とする知識及び技術を修得する權利を有つてゐる。

二、各兒童は、自然のまゝに、幸福に、そして、完全に兒童として生活する權利を有つてゐる。

三、人間の進歩は、各人が已れの性能を完全に發揮することに依つて出来るものである。

四、人類社會の安寧は、各個人の心の中に強固な社會意識を要求してゐる。

以上の基礎理論を進めて、次に述べるやうな理論の要求に適合するやうに、もつと綿密な案を、ウイネットカの教育者達は建てました。

一、正常な兒童は、その兒童の生涯に必要な知識及び技術を修得せねばならぬ。

二、兒童は兒童として、幸福に、豊かに、生活し得る機會を與へられなければならぬ。

三、兒童は已れの個性を完全に發達せしむる機會を與へられなければならぬ。

四、兒童は、個人善は世界善の中に在り、世界善は個人善の中に在ると言ふ解り易い理解をするやうに指導されねばならぬ。

同案の特徴

一、この案の修業科目は、普通一般の必須科目に種々概別されてゐる。一面、緻密に、規則に當て嵌めて準備された教育法に力を注ぎ、他面、兒童の集團的活動性と、創造的活動性に重点を置いてあります。

この個性的勉強は、優秀な兒童にとつては、特にそうであります。非常に時間の經濟になるやうに思はれ、その結果、残つた莫大な時間を、兒童の集團的活動性と、創造的活動性の方面に利用が出来ることになります。然し、この個性教育の傾向は、どちらかと言へば、兒童が年少にして、學校を卒業してゆくと言ふ方面よりも、残つた時間を、もつと廣く教育し、もつと深く教育するたために利用してゐる方面に顯はれてゐるやうに思はれます。

二、此案に依る個性の進歩は、確かに、兒童の落第や、落第の爲の年齢超過等の事故を少くして居ります。

三、此案の適性法は、應用學課の方面に、余計効果を擧げてゐるやうに思はれます。

四、此案に採り入れられた自習材料並に、推敲材料は、兒童が自分を自分で試験することの出来るやうに、

又、その試験に現はれた缺點を補訂することの出来るやうに企てられたものであります。是等の材料は、若し念を入れて準備されたら、個性教育の新式教科書として役に立つものであります。

五、個性的に訓練を受け、集團的活動性に對して、社會的に馴致されたウイネツカの兒童は進級した上級の色々の課外作業にも、もつと立派な功果を顯はすことが出来るのであります。

結論

ウイネツカ案は、大体、健全な、そうして有望な個性教育案のやうに思はれます。又、この案は教育界に對して、價值ある事業を貢献し得る充分の可能性を有つて居ります。然し、この案は、未だ今日、實驗の途上にあります。唯、この案に與へられる最も重大なる警告の一つはこの學校事業が、たゞへ、今日、亞米利加の教育界に立派な貢献をなしつゝあるとしても、決して、機械的に流れないやうに、職業化しないやうに、その結果、この案の精神的靈感を失はないやうにと言ふことであります。亞米利加に於ては、學校事業が、機械的に流れ、職業化すると言ふことは、普通すぎる程の事實でありますから、前記の警告は特に必要であると思ひます。以上は、教育法や、教育材料の設備などで、創造的な人格者を生むことは出來ないと言ふことを申してゐるのではあゝません。唯、學校が、物質主義とか、機械主義に支配されてゐる間は、斯かる環境の中で、意志の強い、精神の潔白な、そうして社會に役に立つ人間を創り出すことは、殆んど不可能であると思ひます。

註記——この論文は同先生の米國のコロンビア大學に於ける學期英語論文を抄譯しましたので、原文の長さの約五分の一程のものです。尤も、私の菲才と、雑誌の紙面の都合とに由來するものであります。唯、この拙譯が原著者林茂生先生の御叱正を得ば幸いのことと存じて居ります。